

奈良県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定による免許関係事務の委託に関し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する奈良県公安委員会が認める法人は、次のいずれにも該当するものとする。

平成30年1月9日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

1 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織を有する法人として次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 精神機能の障害により免許関係事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。

(3) 奈良県内に主たる事業所を有していること。

(4) 年1回以上一定時間を確保して、免許関係事務を遂行する上で必要な法令に関する知識及び能力の向上のための研修体制が整っていること。

(5) 免許関係事務に従事する職員と直接的な雇用関係にあること。

- (6) 負債の額が総資産の額を上回らない等収益、資産その他の財務基盤が安定していること。
 - (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- 2 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な能力を有する法人として次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 事業所及び免許関係事務に従事する職員が、免許関係事務に関する問合せ等に適切に対応できる能力を有すること。
 - (2) 免許関係事務に関して問題が生じた場合に、即時に対応し、解決する能力を有すること。
 - (3) 契約開始日から、履行場所で免許関係事務を確実に履行できる人員を配置し、欠員が生じた場合はその補填が確実にできる能力を有すること。
 - (4) 奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）第10条第2項の規定により、個人情報の安全確保の措置を講じることができること。
 - (5) 免許関係事務を的確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書類を提出することができること。